

## 給油取扱所における業務の効率化・多角化

本検討会の議論を踏まえ、給油取扱所における業務の効率化・多角化に資するため、次に掲げる措置を行う。

### ① タブレット端末等による給油許可等

セルフ給油取扱所においては、事業所内の制御卓に従業者を配置し、顧客による給油作業の監視等を行うこととしているところ、今般、タブレット端末等によっても給油許可等ができるよう措置を行う。



### ② 屋外での物品販売等

給油取扱所において、物品販売等の業務は、原則として建築物の一階で行うこととしているところ、今般、建築物の周囲の空地であっても、火災予防上支障がない場合は、物品販売等の業務が行えるよう措置を行う。



## スケジュール

意見公募	令和元年10月29日～11月27日
公布日	令和元年12月20日
施行日	令和2年4月1日

- 今後、上記省令改正項目について運用指針を検討するため、別紙（資料4-2、資料4-3）に基づく、実証実験を行う。
- 実証実験は、営業しているガソリンスタンドにおいて、令和2年1月中旬～2月に実施予定。
- 次回（第5回）検討会において、実証実験結果の報告及び各運用指針案の検討を予定。